

# 民生福祉常任委員会審査日程

日 時 平成29年3月10日(金)  
午前9時  
場 所 第2委員会室

## ～審査内容～

- 1 議案第33号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（国保）
- 2 議案第17号 平成29年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について（国保）
- 3 議案第19号 平成29年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について（国保）
- 4 議案第18号 平成29年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について（高齢）
- 5 議案第38号 養護老人ホーム長生園組合の解散に関する協議について（高齢）
- 6 議案第39号 養護老人ホーム長生園組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について（高齢）
- 7 議案第40号 財産の無償貸付について（高齢）
- 8 議案第24号 平成29年度山陽小野田市病院事業会計予算について（病院）
- 9 議案第35号 山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について（病院）
- 10 議案第30号 山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の制定について（生活）

- 11 議案第 3 2 号 山陽小野田市児童発達支援事業所条例の制定について  
(こども)
- 12 議案第 3 1 号 山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正  
する条例の制定について (障害)
- 13 議案第 3 7 号 山陽小野田市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定につ  
いて (市民)
- 14 閉会中の所管事務調査について

## 国保条例の一部改正について

### ■改正理由

国民健康保険法施行令の一部改正（平成29年4月1日施行）が行われたことに伴い、軽減措置に関し所要の改正を行うもの。

改正内容は、経済の回復基調に伴う所得の底上げと物価上昇を見込み、低所得者の負担に配慮し、軽減判定基準を緩和するもの。

同基準は、デフレの影響で据え置いた状態が続いていたが、近年の物価上昇を受け、平成26年度から連続で引き上げられている。

### ■改正内容

#### 1. 保険料軽減判定基準の緩和

| 年度           | 軽減判定所得               |   |   |
|--------------|----------------------|---|---|
|              | 7割軽減                 | 5割軽減                                      | 2割軽減                                    |
| H28<br>(現行)  | 基礎控除<br>(33万円)<br>以下 | 基礎控除(33万円)<br>+ <u>26.5万円</u> × 被保数<br>以下 | 基礎控除(33万円)<br>+ <u>48万円</u> × 被保数<br>以下 |
| H29<br>(改正後) | 基礎控除<br>(33万円)<br>以下 | 基礎控除(33万円)<br>+ <u>27万円</u> × 被保数<br>以下   | 基礎控除(33万円)<br>+ <u>49万円</u> × 被保数<br>以下 |

#### 2. 影響額見込み

H28年度当初賦課に適用した場合の賦課影響額：91世帯約240万円減

## 平成29年度当初予算資料（国民健康保険特別会計）

## ●被保険者数推移

(単位:人)

|         | H27決算  | H28当初 ①     | H28見込 ② | H29当初 ③ | ③-①   | ③-②   |
|---------|--------|-------------|---------|---------|-------|-------|
| 一般被保険者数 | 13,702 | 13,713      | 13,291  | 13,132  | ▲ 581 | ▲ 159 |
| 退職被保険者数 | 863    | 550         | 517     | 250     | ▲ 300 | ▲ 267 |
| 合計      | 14,565 | 14,263      | 13,808  | 13,382  | ▲ 881 | ▲ 426 |
|         |        | H29年2月末当市人口 |         | 63,926  |       |       |
|         |        | 国保被保険者割合    |         | 20.5%   |       |       |

## ●医療費推計

(単位:円、人)

|                | H28<br>医療費見込<br>(3月補正後)<br>① | H28<br>被保険者数<br>見込<br>② | H28<br>一人当医療費<br>見込 ①/②<br>③ | H29<br>被保険者数<br>見込<br>④ | H29<br>一人当医療費<br>伸び率見込<br>⑤ | H29<br>医療費総額<br>見込(予算額)<br>③×④×⑤ |
|----------------|------------------------------|-------------------------|------------------------------|-------------------------|-----------------------------|----------------------------------|
| 一般被保険者療養給付費負担金 | 4,368,723,000                | 13,291                  | 328,698                      | 13,132                  | 1.048                       | 4,523,650,000                    |
| 退職被保険者療養給付費負担金 | 243,119,000                  | 517                     | 470,250                      | 250                     | 1.048                       | 123,206,000                      |
| 一般被保険者療養費負担金   | 31,007,000                   | 13,291                  | 2,333                        | 13,132                  | 1.048                       | 32,107,000                       |
| 退職被保険者療養費負担金   | 1,860,000                    | 517                     | 3,598                        | 250                     | 1.048                       | 943,000                          |
| 一般被保険者高額療養費負担金 | 627,494,000                  | 13,291                  | 47,212                       | 13,132                  | 1.048                       | 649,746,000                      |
| 退職被保険者高額療養費負担金 | 45,635,000                   | 517                     | 88,269                       | 250                     | 1.048                       | 23,127,000                       |
| 合計             | 5,317,838,000                | 13,808                  | 385,127                      | 13,382                  |                             | 5,352,779,000                    |

## ●基金収支

(単位:円)

| 年度     |       | 積立           | 取崩          | 残高          |
|--------|-------|--------------|-------------|-------------|
| 平成27年度 | 年度末   |              |             | 777,213,611 |
| 平成28年度 | 当初予算  | 157,000      |             | 777,370,611 |
|        | 当初予算  |              | 185,252,000 | 592,118,611 |
|        | 12月補正 | 167,057,000  |             | 759,175,611 |
|        | 3月補正  | ▲ 21,971,000 |             | 737,204,611 |
| 平成29年度 | 当初予算  | 152,000      |             | 737,356,611 |
|        | 当初予算  |              | 168,658,000 | 568,698,611 |

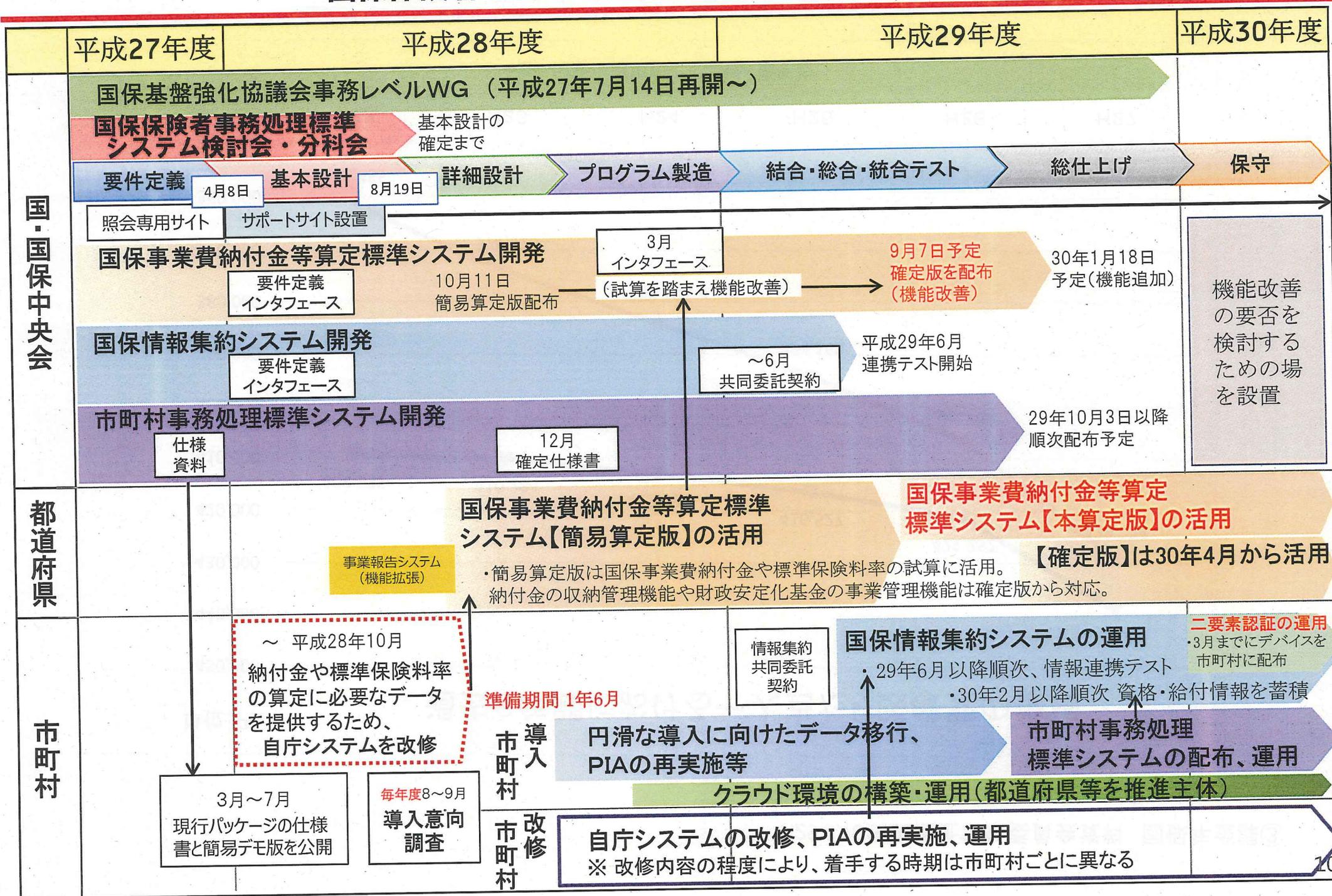
単位:円

### 過去6年間における一人当たり医療費の推移



# 国保保険者 標準事務処理システム 開発スケジュール

国保年金課④



**都道府県国民健康保険運営方針策定要領**  
**(H28年4月 厚労省保険局国民健康保険課) 抜粋**

**(標準的な収納率)**

- 標準的な収納率は、収納率目標とは異なり、都道府県内における市町村標準保険料率を算定するに当たっての基礎となる値である。仮に、実態よりも大幅に高い収納率を基に市町村標準保険料率を算定した場合には、その分、市町村標準保険料率も引き下がり、結果としてその市町村標準保険料率を参考にした市町村は、本来必要な保険料収入を集めることができなくなるおそれもある。
- このため、標準的な収納率の算定に当たっては、各市町村の収納率の実態を踏まえた実現可能な水準としつつ、かつ、低い収納率に合わせることなく、例えば、保険者規模別や市町村別などにより適切に設定すること。

### 制度概要

- 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払い(※)される制度。  
(※)入院の場合や同一医療機関での外来の場合、医療機関の窓口での支払を自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みが導入されている。
- 自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定される。

### 見直し内容

- 第1段階目(29年8月～30年7月)では、現行の枠組みを維持したまま、限度額を引き上げ。一般区分の限度額(世帯)については、多数回該当を設定。
- 第2段階目(30年8月～)では、現役並み所得区分については細分化した上で限度額を引き上げ。一般区分については外来上限額を引き上げ。
- 一般区分については、1年間(8月～翌7月)の外来の自己負担額の合計額に、年間14.4万円の上限を設ける。

### ○現行(70歳以上)

| 区分   | 外来(個人)  | 限度額(世帯※1)                 |
|--|---------|---------------------------|
| 現役並み<br>(年収370万円以上)<br>健保<br>標報28万円以上<br>国保・後期<br>課税所得145万円以上        | 44,400円 | 80,100円 + 1%<br><44,400円> |
| 一般<br>(年収156万～370万円)<br>健保<br>標報26万円以下<br>国保・後期<br>課税所得145万円未満<br>※2 | 12,000円 | 44,400円                   |
| 住民税非課税   | 8,000円  | 24,600円                   |
| 住民税非課税<br>(所得が一定以下)  |         | 15,000円                   |

### ○1段階目(29年8月～30年7月)

| 区分                  | 外来(個人)                  | 限度額(世帯※1)                 |
|---------------------|-------------------------|---------------------------|
| 現役並み                | 57,600円                 | 80,100円 + 1%<br><44,400円> |
| 一般                  | 14,000円<br>(年間14.4万円上限) | 57,600円<br><44,400円>      |
| 住民税非課税              | 8,000円                  | 24,600円                   |
| 住民税非課税<br>(所得が一定以下) |                         | 15,000円                   |

### ○2段階目(30年8月～)

| 区分(年収)                                   | 外来(個人)                  | 限度額(世帯※1)            |
|--|-------------------------|----------------------|
| 年収約1160万～<br>標報83万円以上<br>課税所得690万以上      | 252,600円 + 1%           | <140,100円>           |
| 年収770万～1160万<br>標報53～79万円<br>課税所得380万円以上 | 167,400円 + 1%           | <93,000円>            |
| 年収370万～770万<br>標報28～50万円<br>課税所得145万円以上  | 80,100円 + 1%            | <44,400円>            |
| 一般<br>(年収156万～370万円)                     | 18,000円<br>(年間14.4万円上限) | 57,600円<br><44,400円> |
| 住民税非課税                                   | 8,000円                  | 24,600円              |
| 住民税非課税<br>(所得が一定以下)                      |                         | 15,000円              |

※1 同じ世帯で同じ保険者に属する者

※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む

# 入院時の居住費（光熱水費相当額）の見直し

国保年金課⑦

- 65歳以上の医療療養病床に入院する患者の居住費について、介護保険施設や在宅との負担の公平化を図る観点から、光熱水費相当額の負担を求めることとする。
- ただし、難病患者については、居住費（光熱水費相当額）の負担を求めない。

<現行>

| 65歳以上<br>医療療養病床        | 負担額    |
|------------------------|--------|
| 医療区分Ⅰ<br>(ⅡⅢ以外の者)      | 320円／日 |
| 医療区分ⅡⅢ<br>(医療の必要性の高い者) | 0円／日   |
| 難病患者                   |        |

<平成29年10月～>

| 65歳以上<br>医療療養病床        | 負担額    |
|------------------------|--------|
| 医療区分Ⅰ<br>(ⅡⅢ以外の者)      | 370円／日 |
| 医療区分ⅡⅢ<br>(医療の必要性の高い者) | 200円／日 |
| 難病患者                   | 0円／日   |

<平成30年4月～>

| 65歳以上<br>医療療養病床        | 負担額    |
|------------------------|--------|
| 医療区分Ⅰ<br>(ⅡⅢ以外の者)      | 370円／日 |
| 医療区分ⅡⅢ<br>(医療の必要性の高い者) |        |
| 難病患者                   | 0円／日   |

(注) 介護保険施設(老健・療養)の多床室に入所する低所得者(市町村民税非課税者)の居住費負担額(光熱水費相当額)は、直近の家計調査の結果を踏まえ、平成27年4月に320円／日から370円／日に引き上がっている。

# 解散に関する組合市のスケジュール

平成29年(2017年)3月10日

| 年月          | 長生園組合 (市議会)            | 山陽小野田市 (市議会)   | 宇部市 (市議会)   |
|-------------|------------------------|--|---|
| 平成29年<br>1月 |                        |  |   |
| 2月          | ■ 2月定例会                |  |   |
| 3月          |                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3月定例議会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解散議案 (地方自治法第290条による)</li> <li>・ 事務の承継 (長生園規約第18条第2項による)</li> <li>・ 補正予算</li> <li>・ 土地無償貸付の議案</li> </ul> </li> <li>■ 議決後、県知事に届出</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3月定例議会                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 解散議案 (地方自治法第290条による)</li> <li>・ 事務の承継 (長生園規約第18条第2項による)</li> <li>・ 補正予算</li> </ul> </li> </ul> |
|             | ■ 3/31 解散<br>◆ 打ち切り決算① |  |   |
| 4月          |                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成29年度一般会計補正予算 (第1回)</li> <li>打ち切り決算①による剰余金又は不足金等の補正② (専決処分)</li> </ul>   |   |
| 5月          |                        |  |   |
| 6月          |                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 6月定例会</li> <li>② (平成29年度一般会計補正予算 (第1回) 専決処分) の報告</li> </ul>   |   |
|             |                        | □ 6月定例会<br>行政報告 (平成27年度決算概要)   | □ 6月定例会<br>行政報告 (平成27年度決算概要)  |
| 7月          |                        |  |   |
| 8月          |                        |  |   |
| 9月          |                        | ◆ 9月定例議会<br>3/31長生園打ち切り決算①の決算認定  | ◆ 9月定例議会<br>3/31長生園打ち切り決算①の決算認定   |
| 10月         |                        |  |   |
| 11月         |                        |  |   |
| 12月         |                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 12月定例会</li> <li>② (平成29年度一般会計補正予算 (第1回) の精算による剰余金のうち宇部市に支払う額を補正</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 12月定例会</li> <li>精算による剰余金のうち宇部市分を歳入補正</li> </ul>  |
| 平成30年<br>1月 |                        |  |   |
| 2月          |                        |  |   |
| 3月          |                        |  |   |
| 4月          |                        |  |   |
| 5月          |                        |  |   |
| 6月          |                        |  |   |
| 7月          |                        |  |   |
| 8月          |                        |  |   |
| 9月          |                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 9月定例議会</li> <li>平成29年度一般会計予算決算認定</li> <li>● 宇部市に通知</li> </ul>   | ● 決算の要領を公表  |

H28

介護保険制度

H29

資料①

【財源構成】

国 25%  
 都道府県 12.5%  
 市町村 12.5%  
 1号保険料 22%  
 2号保険料 28%

介護給付 (要介護1~5)

298,130千円

予防給付 (要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

現行と同様

△72,770千円

介護給付 (要介護1~5)

225,360千円

予防給付 (要支援1~2)

事業に移行

全市町村で実施

多様化

介護予防事業

又は介護予防・日常生活支援総合事業

- 二次予防事業
- 一次予防事業

32,201千円

新しい介護予防・日常生活支援総合事業

(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業 (P32~35)

・訪問型サービス

・通所型サービス

・生活支援サービス(配食等)

・介護予防支援事業(ケアマネジメント)

- 一般介護予防事業 (P34~37)

78,043千円

110,244千円

【財源構成】

国 39.0%  
 都道府県 19.5%  
 市町村 19.5%  
 1号保険料 22%

地域支援事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

45,795千円

包括的支援事業 (P38~43)

- 地域包括支援センターの運営 (左記に加え、地域ケア会議の充実)

- 在宅医療・介護連携の推進

- 認知症施策の推進

(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)

- 生活支援サービスの体制整備

(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

1,353千円

47,148千円

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

27,370千円

任意事業 (P36~39)

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

△9,815千円

17,555千円

地域支援事業

合計 403,496千円

△3,189千円

合計 400,307千円

資料②

H28

| 款 | 項 | 目 | 目名          | 区分  | 予算額     |
|---|---|---|-------------|-----|---------|
| 2 | 2 | 1 | 介護予防サービス等諸費 | 給付費 | 298,130 |

予防給付

|           |   |   |          |     |        |
|-----------|---|---|----------|-----|--------|
| 3         | 1 | 1 | 二次予防事業費  | 人件費 | 15,409 |
|           |   |   |          | 事業費 | 2,741  |
|           |   | 2 | 一次予防事業費  | 事業費 | 29,363 |
|           |   | 3 | 総合事業費精算金 | 事業費 | 97     |
| 合計        |   |   |          |     | 47,610 |
| 合計(人件費以外) |   |   |          |     | 32,201 |

介護予防事業

|           |   |   |                |     |         |
|-----------|---|---|----------------|-----|---------|
| 3         | 2 | 1 | 総合相談事業費        | 事業費 | 7,550   |
| 3         | 2 | 3 | 介護予防ケアマネジメント事業 | 人件費 | 62,099  |
|           |   |   |                | 事業費 | 38,245  |
| 合計        |   |   |                |     | 100,344 |
| 合計(人件費以外) |   |   |                |     | 45,795  |

包括的支援事業

|           |   |   |       |     |        |
|-----------|---|---|-------|-----|--------|
| 3         | 2 | 2 | 任意事業費 | 人件費 | 4,967  |
|           |   |   |       | 事業費 | 27,370 |
| 合計        |   |   |       |     | 32,337 |
| 合計(人件費以外) |   |   |       |     | 27,370 |

任意事業

|         |  |  |  |  |         |
|---------|--|--|--|--|---------|
| 人件費以外合計 |  |  |  |  | 403,496 |
|---------|--|--|--|--|---------|

H29

| 款 | 項 | 目 | 目名          | 区分  | 予算額     |
|---|---|---|-------------|-----|---------|
| 2 | 2 | 1 | 介護予防サービス等諸費 | 給付費 | 225,360 |

|           |   |           |                 |        |         |
|-----------|---|-----------|-----------------|--------|---------|
| 3         | 1 | 1         | 介護予防・生活支援サービス事業 | 人件費    | 14,991  |
|           |   |           |                 | 事業費    | 95,258  |
| 2         | 1 | 一般介護予防事業費 | 事業費             | 14,986 |         |
| 合計        |   |           |                 |        | 125,235 |
| 合計(人件費以外) |   |           |                 |        | 110,244 |

|           |   |   |          |     |         |
|-----------|---|---|----------|-----|---------|
| 3         | 3 | 2 | 包括的支援事業費 | 人件費 | 70,727  |
|           |   |   |          | 事業費 | 47,148  |
| 合計        |   |   |          |     | 117,875 |
| 合計(人件費以外) |   |   |          |     | 47,148  |

|           |   |   |       |     |        |
|-----------|---|---|-------|-----|--------|
| 3         | 2 | 2 | 任意事業費 | 人件費 | 4,905  |
|           |   |   |       | 事業費 | 17,555 |
| 合計        |   |   |       |     | 22,460 |
| 合計(人件費以外) |   |   |       |     | 17,555 |

|         |  |  |  |  |         |
|---------|--|--|--|--|---------|
| 人件費以外合計 |  |  |  |  | 400,307 |
|---------|--|--|--|--|---------|

H28-H29

△ 72,770

78,043

1,353

△ 9,815

△ 3,189

介護予防・生活支援サービス事業費(P34～P35)

資料③

| 節                   | 説明            | 内容                        | 予算額<br>(千円) |
|---------------------|---------------|---------------------------|-------------|
| 13 委託料              | 訪問型サービス委託料    | (H)生活維持型Ⅱ                 | 1,031       |
|                     | 通所型サービス委託料    | (D)いきいき型                  | 12,310      |
| 19 負担金、補助<br>金及び交付金 | 訪問型サービス費負担金   | (F)予防給付型、(G)生活維持型Ⅰ        | 15,718      |
|                     | 通所型サービス費負担金   | (A)予防給付型、(B)生活維持型、(C)短時間型 | 54,655      |
|                     | 訪問型サービス運営費補助金 | (I)地域ふれあい型                | 66          |
|                     | 通所型サービス運営費補助金 | (E)地域ふれあい型                | 84          |

|        |                     | (A)   | (B)   | (C)   | (D)   | (E)   |  |   |
|--------|---------------------|---|---|---|---|---|--|---|
| 基準     |                     | 現行の通所介護相当   | 多様なサービス   |   |   |   |  |   |
| サービス種別 |                     | 予防給付型   | 生活維持型   | 短時間型  | いきいき型   | 地域ふれあい型   |  |   |
| ①      | サービス内容              | 現行の通所介護と同様のサービス   | 高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所介護  |   |   | 高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所介護(現在いきいきデイサービス利用者に対する経過措置として実施)  | 住民主体による要支援者を中心とする自主的な通いの場づくり(健康増進または介護予防を主な目的として活動する場づくり)  |   |
|        | サービス提供者             | 通所介護事業者   |   |   |   | 社会福祉協議会、JA山口宇部(ひだまり・かがやき)   | 住民主体のボランティアグループ、社会福祉協議会、NPO法人等   |   |
|        | 事業の実施方法             | 事業者指定   |   |   |   | 委託  | 運営費補助  |   |
| ②      | 対象となるケースとサービス提供の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められているケース</li> <li>○「多様なサービス」の利用が難しいケース、不適切なケース</li> <li>○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで、改善・維持が見込まれるケース</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業対象者・要支援者で、状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用促進</li> <li>※一定期間後のモニタリングに基づき可能な限り住民主体の支援の通所型サービスBや一般介護予防事業に移行していくことが重要</li> </ul>   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○いきいきデイサービスの経過措置として1年間のみ実施。1年後、利用者は多様なサービスA型やB型へ移行。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○事業対象者・要支援者で、状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用促進</li> </ul>  |  |   |
|        |                     |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○入浴や食事、送迎が必要な場合</li> <li>○3時間以上7時間程度</li> <li>○日常生活動作訓練</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○入浴や食事が不要な場合</li> <li>○3時間程度</li> <li>○目的別(運動器、栄養改善、口腔ケア単独実施も可能)</li> </ul>  |   |   |  |   |
| ③      | ケアマネジメント            | ケアマネジメントA   | ケアマネジメントA   |   |   | ケアマネジメントB   | ケアマネジメントC  |   |
| ④      | 負担方法(※)             | 月ごとの包括払い  |   |   |   | 原則1回あたりの単価  | 運営のための事業経費の一部を補助   |   |
| ⑤      | 基準                  | 人員基準  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○管理者 常勤・専従1以上</li> <li>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業者等の職務に従事可能</li> <li>○生活相談員 専従1以上</li> <li>○看護職員 専従1以上 (10人以下 看護職員若しくは介護職員1以上)</li> <li>○介護職員 15人未満 専従1以上 15人以上 利用者1人に専従0.2以上 (生活相談員・介護職員の1以上は常勤)</li> <li>○機能訓練指導員</li> </ul> |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○管理者 常勤・専従1以上</li> <li>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業者等の職務に従事可能</li> <li>○介護従事者 15人未満 専従1以上 15人以上 利用者1人に必要数</li> <li>※運動器加算の場合は、機能訓練指導員 1以上</li> </ul>   |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○従事者 事業の実施に必要な数</li> <li>※従事者は、山陽小野田市総合事業介護従事者研修(仮称)修了者若しくは修了予定者若しくは介護予防応援隊(ただし、従来、いきいきデイサービスで支援に入っていた実績のある方は除く)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○従事者 事業の実施に必要な数</li> <li>※従事者は、山陽小野田市総合事業介護従事者研修(仮称)修了者若しくは介護予防応援隊初級講座を受講していることが望ましい。ただし、グループ内に最低1名は研修修了者もしくは修了予定者がいること</li> </ul> |
|        |                     | 設備  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○食堂・機能訓練室 (3㎡×利用定員以上)</li> <li>○静養室、相談室、事務室</li> <li>○消火設備、その他の非常災害に必要な設備</li> <li>○必要なその他の設備・備品</li> </ul>  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○食堂・機能訓練室 (3㎡×利用定員以上)</li> <li>○静養室、相談室、事務室</li> <li>○消火設備、その他の非常災害に必要な設備</li> <li>○必要なその他の設備・備品</li> </ul>  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス提供するために必要な場所</li> <li>○業務に必要な設備・備品</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス提供するために必要な場所</li> <li>○業務に必要な設備・備品</li> </ul>   |
|        |                     | 運営  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○個別サービス計画の作成</li> <li>○運営規定等の説明・同意</li> <li>○受給資格等の確認</li> <li>○提供拒否の禁止</li> <li>○従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>○秘密保持等</li> <li>○事故発生時の対応</li> <li>○廃止・休止の届出と便宜の提供</li> <li>○損害賠償保険に加入 等</li> </ul>                             |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○個別サービス計画の作成</li> <li>○運営規定等の説明・同意</li> <li>○受給資格等の確認</li> <li>○提供拒否の禁止</li> <li>○従事者の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>○秘密保持等</li> <li>○事故発生時の対応</li> <li>○廃止・休止の届出と便宜の提供</li> <li>○損害賠償保険に加入 等</li> </ul> |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○受給資格等の確認</li> <li>○健康状態の管理</li> <li>○秘密保持等</li> <li>○事故発生時の対応</li> <li>○廃止・休止の届出と便宜の提供</li> <li>○損害賠償保険に加入 等</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○受給資格等の確認</li> <li>○健康状態の管理</li> <li>○秘密保持等</li> <li>○事故発生時の対応</li> <li>○廃止・休止の届出と便宜の提供</li> <li>○損害賠償保険に加入 等</li> </ul>           |
| ⑥      | 個別サービス計画            | 作成  |   |   |   | 必要に応じて作成  | 必要に応じて作成   |   |
| ⑦      | 単価等                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○要支援1、事業対象者 16,470円/月</li> <li>○要支援2(週2回以上利用者)、*事業対象者 33,770円/月</li> <li>○要支援2(週1回利用者) 18,120円/月</li> <li>*事業対象者:退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援に繋がるケース等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○要支援1、事業対象者 11,530円/月</li> <li>○要支援2(週2回以上利用者)、*事業対象者 23,640円/月</li> <li>○要支援2(週1回利用者) 12,680円/月</li> <li>*事業対象者:退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援に繋がるケース等</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○要支援1、事業対象者 8,240円/月</li> <li>○要支援2(週2回以上利用者)、*事業対象者 16,890円/月</li> <li>○要支援2(週1回利用者) 9,060円/月</li> <li>*事業対象者:退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援に繋がるケース等</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○週1回利用 2,700円 (要支援1、要支援2、事業対象者)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○運営費補助(事業対象者、要支援1、2) 週1回以上(目安:年40回以上) 7,000円/月</li> <li>*年度途中からの実施の場合は、実施月分金額運営補助</li> <li>*一般高齢者を含んでも可。ただし、事業対象者、要支援1、2の利用実績がない月は、運営費補助はしない。</li> </ul> |  |   |
|        | 加算・減算               | 介護報酬と同様<br>※人員基準等も同様  |   |   |   | なし  | なし   |   |
|        | コード                 | A6  | A7  | A7  |   |   |  |   |
| ⑧      | 利用者負担額              | 介護給付費の利用者負担割合 サービス費の1~2割  |   |   | 1人1回当たり300円(食費に関しては事業者が実費を徴収)   | 運営者が設定(無償も可)  |  |   |
| ⑨      | 限度額管理の有無・方法         | 限度額管理の対象(事業対象者は目安)国保連で管理  |   |   |   | なし  | なし   |   |
| ⑩      | 事業所への支払い方法          | 国保連経由で審査・支払   |   |   |   | 事業者へ直接支払  | 事業者へ直接支払   |   |

(F)

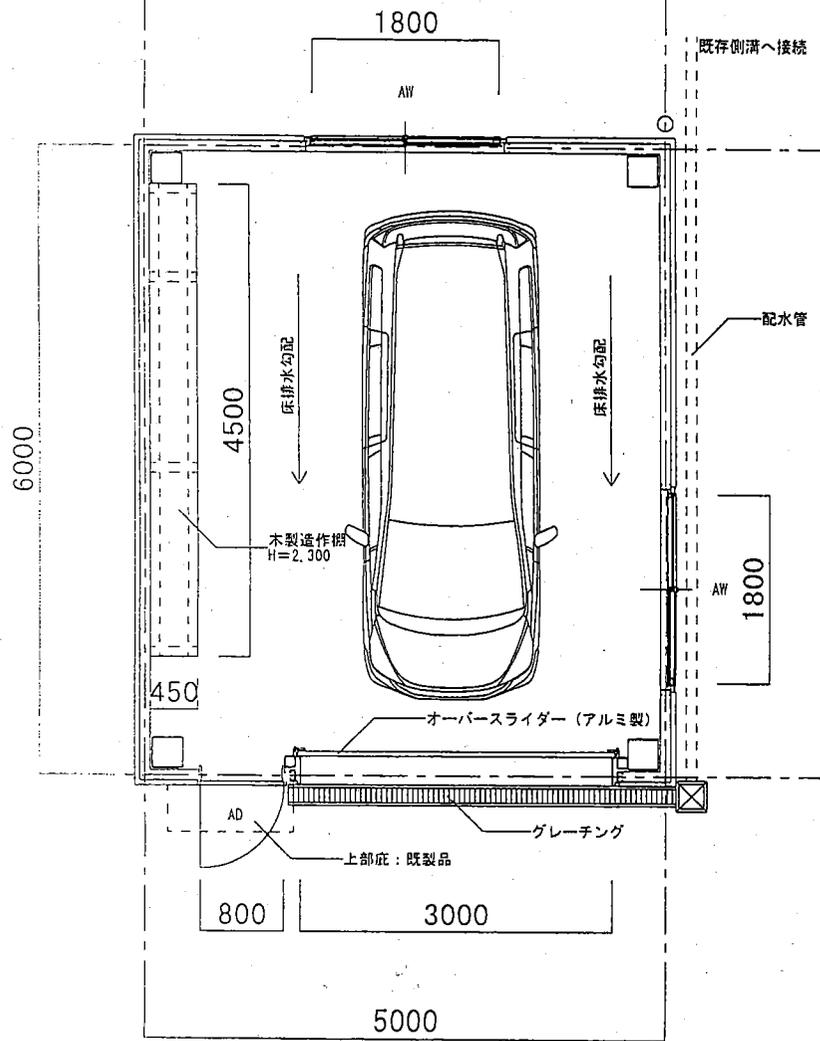
(G)

(H)

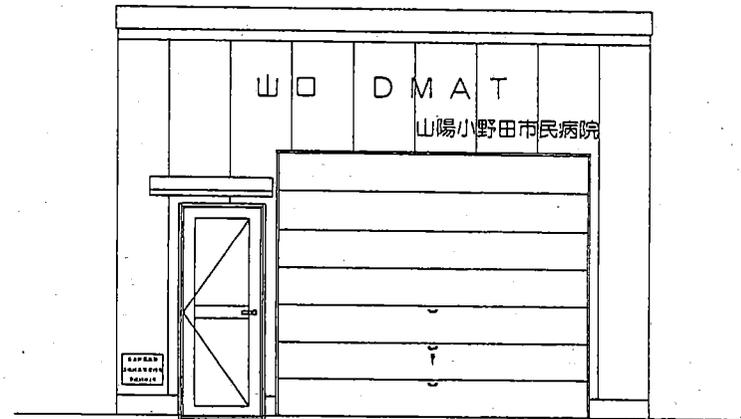
(I)

| 基準     |                     | 現行の訪問介護相当  | 多様なサービス   |   |   |
|--------|---------------------|--|---|---|---|
| サービス種別 |                     | 予防給付型  | 生活維持型 I   | 生活維持型 II  | 地域ふれあい型   |
| ①      | サービス内容              | 現行の訪問介護と同様のサービス  | 介護保険法に準ずる生活援助サービス(生活援助サービスのみ)   | 介護保険法に準ずる生活援助サービス(簡易な生活援助サービスのみ)  | 住民ボランティア、住民主体の自主活動として行う生活援助   |
|        | サービス提供者             | 訪問介護事業者  |   | シルバー人材センター・民間事業者等   | 住民主体のボランティアグループ、NPO法人等  |
|        | 事業の実施方法             | 事業者指定  |   | 委託  | 運営費補助   |
| ②      | 対象となるケースとサービス提供の考え方 | ○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められているケース<br><状態例><br>○認知機能の低下や精神・知的障害により日常生活に支障があるような症状、行動を伴う者<br>○退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスを必要とする者<br>○アセスメントの結果、身体介護が必要と判断された者等   | ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進<br>※基本的に「生活援助」のみの場合は、緩和基準A-1若しくはA-2を利用<br>※専門的な支援を伴う「生活支援」を想定   | ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進<br>※基本的に「生活援助」のみの場合は、緩和基準A-1若しくはA-2を利用<br>専門的なサービスを伴わない、部分的及び単独の簡易な支援を想定<br>例)ごみ出し・掃除の一部介助・部分的な生活援助                                       | ○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進<br>※専門的なサービスを伴わない、部分的及び単独の簡易な支援を想定(ゴミ出し、電球の取替え、買い物代行、布団干し、灯油の継足し等)          |
|        | ケアマネジメント            | ケアマネジメントA  | ケアマネジメントA   | ケアマネジメントB   | ケアマネジメントC   |
| ④      | 負担方法(※)             | 原則1回あたりの単位   | 原則1回あたりの単位  | 原則1回あたりの単位  | 運営のための事業経費の一部を補助  |
| ⑤      | 人員基準                | ○管理者 常勤・専従1人以上<br>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業者等の職務に従事可能<br>○訪問介護員等 常勤換算2.5以上<br>※資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者<br>○サービス提供責任者<br>常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上<br>※一部非常勤職員も可能<br>※資格要件:介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 | ○管理者 1人<br>※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他の事業者等の職務に従事可能<br>○従事者 必要数(次のいずれかに該当する者)<br>①有資格者(介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者)<br>②旧訪問介護員3級課程程度の研修を終了した者<br>③県が実施する生活援助等人材育成研修受講者<br>④各事業者において行う内部研修を修了した者若しくは修了と見込まれる者<br>(研修計画を作成すること)<br>○訪問事業責任者 従事者のうち1人以上<br>①有資格者(介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者)<br>②旧訪問介護員3級課程程度の研修を終了した者<br>③県が実施する生活援助等人材育成研修受講者 | ○管理者 1人<br>※支障がない場合、他業務との兼務可<br>○従事者 必要数(次のいずれかに該当する者)<br>①有資格者(介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者)<br>②旧訪問介護員3級課程程度の研修を終了した者<br>③県が実施する生活援助等人材育成研修受講者<br>④山陽小野田市総合事業介護従事者研修(仮称)を修了又は修了を見込まれる者 | ○従事者 事業の実施に必要な数<br>※従事者は、山陽小野田市総合事業介護従事者研修(仮称)修了者若しくは修了予定者  |
|        | 設備                  | ○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画<br>○必要なその他の設備及び備品  |   | ○事業の運営に必要な広さを有する区画  |   |
|        | 運営                  | ○個別サービス計画の作成<br>○運営規定等の説明・同意<br>○受給資格等の確認<br>○提供拒否の禁止<br>○訪問介護員の清潔の保持・健康状態の管理<br>○秘密保持等<br>○事故発生時の対応<br>○廃止・休止の届出と便宜の提供<br>○損害賠償保険に加入 等(現行の基準と同様)  | ○個別サービス計画の作成<br>○運営規定等の説明・同意<br>○受給資格等の確認<br>○提供拒否の禁止<br>○従事者の清潔の保持・健康状態の管理<br>○従事者又は従事者であった者の秘密保持<br>○事故発生時の対応<br>○廃止・休止の届出と便宜の提供<br>○損害賠償保険に加入  | ○運営規定等の説明・同意<br>○従事者の清潔の保持・健康状態の管理<br>○従事者又は従事者であった者の秘密保持<br>○事故発生時の対応<br>○廃止・休止の届出と便宜の提供<br>○損害賠償保険に加入   | ○従事者の清潔の保持・健康状態の管理<br>○従事者又は従事者であった者の秘密保持<br>○事故発生時の対応<br>○廃止・休止の届出と便宜の提供<br>○損害賠償保険に加入<br>○年間48回以上の活動実績があること     |
| ⑥      | 個別サービス計画            | 作成   | 作成  | 必要に応じて作成  | 必要に応じて作成  |
| ⑦      | 単価等                 | ○週1回程度利用 2,660円/回(要支援1・2、事業対象者)<br>4回を超える場合11,680円/月<br>○週2回程度利用 2,700円/回(要支援1・2、事業対象者)<br>8回を超える場合 23,350円/月<br>○週2回を超える利用 2,850円/回(要支援2、事業対象者)<br>12回を超える場合は37,040円/月  | ○週1回、週2回利用 1,830円/回(要支援1・2、事業対象者)   | ○30分以上1時間まで 1,000円/回(要支援1・2、事業対象者)<br>○30分未満 630円(要支援1・2、事業対象者)<br>*原則として週1回まで。ただし30分未満の利用に関しては必要に応じて週2回まで  | ○運営費補助(事業対象者、要支援1,2)<br>5,500円/月<br>*年度途中から実施の場合は、実施月分金額運営補助<br>*一般高齢者を含んでも可。ただし、事業対象者、要支援1,2の利用実績がない月は、運営費補助はしない |
|        | 加算・減算               | 介護報酬と同様  |   | なし  | なし  |
|        | コード                 | A2   | A3  | —   | —   |
| ⑧      | 利用者負担額              | 介護給付費の利用者負担割合 サービス費の1~2割   |   | サービス費の1~2割  | 運営者が設定(無償も可)  |
| ⑨      | 限度額管理の有無・方法         | 限度額管理の対象(事業対象者は目安)国保連で管理   |   | なし  | なし  |
| ⑩      | 事業所への支払い方法          | 国保連経由で審査・支払  |   | 事業者へ直接支払  | 事業者へ直接支払  |

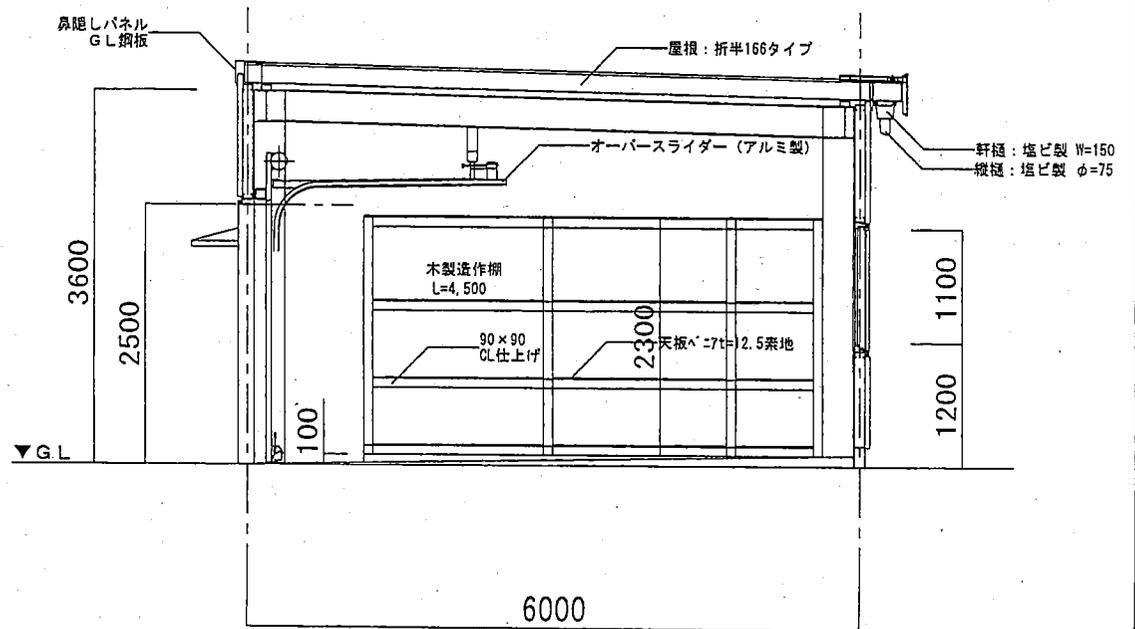




平面図 S = 1/50



立面図 S = 1/50



断面図 S = 1/50

山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例新旧対照表（案）

資料 1

| 特措法   | 条例改正（案）   | 現条例  |
|---|---|--|
| <p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第10条第2項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。</p> <p>2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市の空家等に関する対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民等の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。</p> <p>(2) 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。</p> <p>(3) 管理不適切空家等 法第3条の規定による適切な管理がされておらず、周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等（特定空家等であるものを除く。）をいう。</p> <p>(4) 所有者等 市内に所在する空家等の所有者又は管理者をいう。</p> <p>(5) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。</p> <p>(民事による解決との関係)</p> <p>第3条 空家等に関し生じる紛争は、当該紛争の当事者間において民事による解決を図ることを妨げない。</p> | <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空き家等が管理不全な状態となることを防止し、又は管理不全な状態にある空き家等を適正な管理状態に導くことにより、生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物で、常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。</p> <p>(2) 管理不全な状態 空き家等が次のいずれかに該当する状態をいう。</p> <p>ア 著しい老朽化による一部又は全部の倒壊のおそれがある状態</p> <p>イ 強風により容易に建築材等が飛散する状態</p> <p>ウ 樹木や草が繁茂し、除枝又は除草が必要な状態</p> <p>エ 病害虫が大量発生する状態</p> <p>オ 野犬等の動物が営巣する状態</p> <p>カ 資材やごみが散乱する状態</p> <p>キ ごみの不法投棄場所になる状態</p> <p>ク 不特定者の侵入による火災又は犯罪若しくは非行を誘発するおそれがある状態</p> <p>ケ 交通安全の障害になる状態</p> <p>コ 前各号に掲げるもののほか、周辺の良好な生活環境を著しく損なう状態</p> <p>(3) 所有者等 市内に所在する建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。</p> <p>(4) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。</p> <p>(民事による解決との関係)</p> <p>第3条 この条例の規定は、管理不全な状態にある空き家等の所有者等と当該空き家等が管理不全な状態であることにより</p> |

| 特措法  | 条例改正(案)  | 現条例   |
|--|--|---|
| <p>(市町村の責務)</p> <p>第4条 市町村は、第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(空家等の所有者等の責務)</p> <p>第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>(基本指針)</p> <p>第5条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。</p> <p>2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項</p> <p>二 次条第1項に規定する空家等対策計画に関する事項</p> <p>三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項</p> <p>3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。</p> <p>4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(空家等対策計画)</p> <p>第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に則して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。</p> <p>2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 空家等に関する施策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空</p> | <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、空家等の適切な管理及び活用促進等に関する必要な施策を実施しなければならない。</p> <p>(空家等の所有者等の責務)</p> <p>第5条 空家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理を行わなければならない。</p> <p>(市民等の役割)</p> <p>第6条 市民等は、適切な管理が行われていない空家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するとともに、市がこの条例の目的の達成のために実施する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(空家等対策計画)</p> <p>第7条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき山陽小野田市空家等対策計画を定め、同条第2項に規定する空家等に関する事項のほか、市の講ずる空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施する。</p> | <p>被害を受けるおそれがある者との間で、民事による解決を図ることを妨げない。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施しなければならない。</p> <p>(所有者等の責務)</p> <p>第5条 空き家等の所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないよう常に適正な管理を行わなければならない。</p> <p>(市民等の役割)</p> <p>第6条 市民等は、管理不全な状態である空き家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するとともに、市がこの条例の目的の達成のために実施する施策に協力するよう努めるものとする。</p> |

| 特措法  | 条例改正 (案)   | 現条例           |
|--|--|---------------|
| <p>家等に関する対策に関する基本的な方針</p> <p>二 計画期間</p> <p>三 空家等の調査に関する事項</p> <p>四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項</p> <p>五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項</p> <p>六 特定空家等に対する措置（第14条第1項による助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告、同条第3項の規定による命令又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項</p> <p>七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項</p> <p>八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項</p> <p>九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項</p> <p>3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。</p> <p>(協議会)</p> <p>第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。</p> <p>2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。</p> <p>3 第2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。</p> <p>(都道府県による援助)</p> <p>第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>(立入調査等)</p> | <p>(協議会)</p> <p>第8条 法第7条第1項に規定する協議のほか、市長が必要と認める事項に関する協議を行うため、同項の規定に基づき山陽小野田市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>2 協議会は、委員10人以内で組織し、委員（市長を除く。以下この条において同じ。）は、法第7条第2項に規定する者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>4 委員は、再任されることができる。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。</p> | <p>(実態調査)</p> |

| 特措法   | 条例改正(案) | 現条例  |
|---|---------|--|
| <p>第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(空家等の所有者等に関する情報の利用等)</p> <p>第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</p> <p>2 都知事は、(省略)</p> <p>3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。</p> <p>(空家等に関するデータベースの整備等)</p> <p>第11条 市町村長は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。)を除く。以下第13条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> |         | <p>第7条 市長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は第5条に規定する所有者等の責務が履行されていないと認めるときは、当該空家等の実態調査を行うことができる。</p> <p>2 市長は、前項の実態調査を行う場合において必要があると認めるときは、職員に当該空家等に立ち入らせ、必要な調査及び指導を行わせることができる。</p> <p>3 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> |

| 特措法   | 条例改正(案)  | 現条例  |
|---|--|--|
| <p>(所有者等による空家等の適切な管理の促進)</p> <p>第12条 市町村長は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。</p> <p>(空家等及び空家等の跡地の活用等)</p> <p>第13条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(特定空家等に対する措置)</p> <p>第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。</p> <p>2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。</p> <p>3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命じることができる。</p> <p>4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。</p> <p>5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から5日以内に、市町</p> | <p>(情報の提供又は助言等)</p> <p>第9条 市長は、法第9条第1項の規定により空家等を調査した場合において、当該空家等が管理不適切空家等であると認めるときは、当該管理不適切空家等の所有者等又はその関係人に対し、空家等の適切な管理を促進するための情報の提供又は助言若しくは指導を行うことができる。</p> | <p>(支援)</p> <p>第13条 市長は、空き家等の所有者等に対し、必要があると認めるときは、当該空き家等が管理不全な状態にならないための必要な支援をすることができる。</p> <p>(助言、指導及び勧告)</p> <p>第8条 市長は、前条の実態調査により、空き家等が管理不全な状態になるおそれがあると認めるとき、又は管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行うことができる。</p> <p>2 市長は、前項の助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお当該空き家等が管理不全な状態であるときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講じよう勧告することができる。</p> <p>(命令)</p> <p>第9条 市長は、空き家等の所有者等が正当な理由なく前条第2項の規定による勧告に応じないとき、又は空き家等が著しく管理不全な状態であると認めるときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて必要な措置を講じよう命じることができる。</p> <p>2 市長は、前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができず、かつ、当該措置を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、その者の負担において、当該措置の全部若しくは一部を自ら行い、又は第三者にこれを行わせることができる。この場合において、市長は相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、当該措置を自ら行い、又は第三者に行わせる旨を、あらかじめ公告しなければならない。</p> <p>(公表)</p> <p>第10条 市長は、前条第1項の規定による</p> |

| 特措法   | 条例改正(案) | 現条例  |
|---|---------|--|
| <p>村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。</p> <p>6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第3項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。</p> <p>7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第3項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の3日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。</p> <p>8 第6項に規定する者は、意見の聴取に際して、承認を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。</p> <p>9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。</p> <p>10 第3項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第1項の助言若しくは指導又は第2項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第3項に定める手続きにより命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。</p> <p>11 市町村長は、第3項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。</p> <p>12 前項の標識は、第3項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。</p> |         | <p>命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1) 命令に従わない者の住所及び氏名<br/>(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)</p> <p>(2) 命令の対象である空き家等の所在地</p> <p>(3) 命令の内容</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 市長は、前項の規定により公表するときは、当該公表に係る所有者等に意見を述べる機会を事前に与えなければならない。</p> <p>(代執行)</p> <p>第12条 市長は、第9条第1項の規定による命令を受けた者（以下「受命者」という。）が、当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより自ら受命者が行うべき行為の全部若しくは一部を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を受命者から徴収することができる。</p> |

| 特措法   | 条例改正(案)  | 現条例  |
|---|--|--|
| <p>13 第3項の規定による命令については、行政手続法(平成5年法律第88号)第三章(第12条及び第14条を除く。)の規定は適用しない。</p> <p>14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。</p> <p>15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。</p> <p>(財政上の措置及び税制上の措置等)</p> <p>第15条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>(過料)</p> <p>第16条 第14条第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。</p> <p>2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。</p> <p>附則<br/>(施行期日)<br/>省略</p> | <p>(関係機関への協力要請)</p> <p>第10条 市長は、法及びこの条例の施行に関し必要があると認められるときは、市の区域を管轄する警察署その他の関係機関に対し、必要な情報を提供し、協力を求めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>附則<br/>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正前の山陽小野田市空き家等の適正管理に関する条例第6条の規定による提供及び第7条の規定によ</p> | <p>(関係機関への協力要請)</p> <p>第11条 市長は、必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に前4条の規定による実態調査、助言、指導、勧告、命令及び公表の内容を提供し、当該空き家等の管理不全な状態を解消するために必要な協力を求めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>附則<br/>この条例は、平成25年1月1日から施行する。</p> |

| 特措法 | 条例改正(案)   | 現条例 |
|-----|---|-----|
|     | る調査により収集した情報は、法及びこの条例の施行に必要な範囲で収集した情報とみなし、なお利用することができる。 |     |

## ガイドライン〔別紙1〕～〔別紙4〕の概要

空家等の物的状態の判断に際して参考となる基準を示すもの。以下は例示であり、これによらない場合も適切に判断していく必要

### 〔別紙1〕そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態

1. 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。
- (1) 建築物が倒壊等するおそれがある。
- イ 建築物の著しい傾斜  
・基礎に不同沈下がある                      ・柱が傾斜している                      等
  - ロ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等  
・基礎が破損又は変形している              ・土台が腐朽又は破損している              等
- (2) 屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある。
- ・屋根が変形している                      ・屋根ふき材が剥落している
  - ・壁体を貫通する穴が生じている              ・看板、給湯設備等が転倒している
  - ・屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している              等
2. 擁壁が老朽化し危険となるおそれがある。
- ・擁壁表面に水がしみ出し、流出している              等

### 〔別紙2〕そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態

- (1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、以下の状態にある。
- ・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況である。
  - ・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
  - ・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
- (2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、以下の状態にある。
- ・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。
  - ・ごみ等の放置、不法投棄により、多数のねずみ、はえ、蚊等が発生し、地域住民の日常生活に影響を及ぼしている。

### 〔別紙3〕適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態

- (1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観ルールに著しく適合していない状態となっている。
- ・景観法に基づき景観計画を策定している場合において、当該景観計画に定める建築物又は工作物の形態意匠等の制限に著しく適合していない状態となっている。
  - ・地域で定められた景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。                      等
- (2) その他、以下のような状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態である。
- ・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。
  - ・多数の窓ガラスが割れたまま放置されている。
  - ・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。                      等

### 〔別紙4〕その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

- (1) 立木が原因で、以下の状態にある。
- ・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。                      等
- (2) 空家等に住みついた動物等が原因で、以下の状態にある。
- ・動物のふん尿その他の汚物の放置により、臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
  - ・シロアリが大量に発生し、近隣の家屋に飛来し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。                      等
- (3) 建築物等の不適切な管理が原因で、以下の状態にある。
- ・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。                      等

## 山陽小野田市児童発達支援事業所条例の制定について

### 1 事業の沿革と現状

|     |   |  |
|-----|---|--|
| S47 | 国 | 「心身障害児通園事業」及び「心身障害児簡易通園事業」が制度化                       |
| S50 | 市 | 「山陽小野田市心身障害児簡易通園施設なるみ園」開設                            |
| H23 | 県 | 「心身障害児簡易通園事業」の補助廃止                                   |
| H24 | 国 | 児童福祉法改正<br>障がい児に係る事業・施策が児童福祉法に一体化され、「児童発達支援」と位置付けられた |

○現在のなるみ園の設置根拠：「山陽小野田市心身障害児簡易通園施設条例」（法的な位置付けなし）

○運営経費：平成23年度以降は県の補助が廃止され、全額が市の負担

※平成28年度の市の歳出は33,484千円（指定管理料）

### 2 条例制定の目的

平成29年4月1日から児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援事業所として位置付け、事業を実施するため、新たに設置条例を制定する。

既存の「山陽小野田市心身障害児簡易通園施設条例」は、新条例の施行（平成29年4月1日）と同時に廃止する。

### 3 法定施設となる必要性

①事業者は県の指定を受け、設置・運営基準が明確化されることにより、現在実施している利用者本位の目線に立った、療育の質の向上、きめ細かいサービス水準等が確保される。

②児童発達支援に係る運営費について、法定施設として報酬を受けることとなり、市の一般財源負担の軽減が見込める。

※報酬の負担割合：国1/2、県1/4、市1/4（年間約19,000千円の軽減見込み）

#### 4 事業の内容

- ・児童発達支援事業所として、施設を利用する障がい児やその家族に対する支援を行う療育の場
- ・地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・支援

#### 5 利用に関する変更点

- ①障害児通所給付費の支給決定が必要
- ②利用者負担（利用サービスの1割）

| 世帯の課税状況            | 負担上限月額  |
|--------------------|---------|
| 市民税非課税世帯           | 0円      |
| 市民税課税世帯（所得割28万円未満） | 4,600円  |
| 市民税課税世帯（所得割28万円以上） | 37,200円 |

## 議案第31号資料

山陽小野田市障害福祉サービス事業所条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 事業の沿革と現状

|            |   |  |
|------------|---|--|
| S62        | 市 | 施設に入れない待機者の増加に伴い心身障害者福祉作業所「のぞみ園」（定員19名）を開設。            |
| H26        | 市 | 障害福祉サービス事業所（定員20名）として、県指定を受け生活介護事業を開始。（障害者総合支援法第5条第7項） |
| H26        | 市 | 特定相談支援事業所として、市指定を受け特定相談支援事業を開始。（障害者総合支援法第5条第16項）       |
| H29<br>(案) | 市 | 障害児相談支援事業所として、市指定を受け障害児相談支援事業を開始予定（児童福祉法第6条の2の2第6項）    |

### 2 条例改正の目的

平成24年度法改正により、障害児通所支援の給付決定には、障害児相談支援（ケアプランの作成）が必須となった。現在、こどもの利用者は76人で、市内1箇所、市外6箇所の相談支援事業所で、ケアプランを作成している。これらの事業所は、障がい者のケアプランも作成しており、これ以上の障害児相談支援を提供することが困難な状況である。また、こどもを対象とした障がいに関する一般相談についても市内に事業所がないことから、のぞみ園において障害児相談支援及び一般相談事業を開始して、身近な事業所で相談出来る体制を構築することを目的とする。

### 3 事業の内容

- ・ 障害児通所支援に係る障害児相談支援及び一般相談

### 4 利用に関する負担金等

- ①障害児通所支援に係る障害児相談支援 無料
- ②一般相談 無料

## 閉会中の継続調査事項について

| 委員会名      | 調査事項   | 調査期間                       |
|-----------|--|----------------------------|
| 民生福祉常任委員会 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国民健康保険及び国民年金に関すること。</li><li>・ 介護保険に関すること。</li><li>・ 在宅介護者支援に関すること。</li><li>・ 保健衛生に関すること。</li><li>・ 保育所に関すること。</li><li>・ 病院経営に関すること。</li><li>・ 地域医療に関すること。</li><li>・ 在宅医療介護連携について。</li><li>・ 人権・男女共同参画に関すること。</li><li>・ 火葬場整備事業に関すること。</li><li>・ 空き家等の適正管理について</li><li>・ 子育て支援を中心に結婚や出産をしやすくなる環境整備に関すること。</li></ul> | 平成29年6月定例会前日まで継続して閉会中調査する。 |